

第9日

令和6年3月1日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより追加議案の上程を行います。市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案5件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第35号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い、手数料を見直したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第38号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す

る条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第39号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されること等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時5分休憩

---

午前10時7分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について、一人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。それでは、報告第1号専決処分の報告について(市道上の事故による損害賠償)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号専決処分の報告について(交通事故による損害賠償)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第4号議案令和6年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案令和6年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といた

します。質疑はありませんか。2番石井議員。

○2番（石井清治君） 第13号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、その補正予算の概要の資料が各議員のほうに提示がございました。この資料の④に「プレミアム商品券発行補助事業費」ということで、補正額は5,980万円となっておりますが、これ、恐らく議運終了後に補正予算の概要の紹介があったわけなんです、すぐに修正がなされています。

これ、恐らくしっかり協議をした後の各議員への概要の提出だったと思いますが、即座に修正ということでありましたが、どのような理由で変更になったのか、そして確認の意味で変更の内容の説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お尋ねの件についてお答えいたします。

今、御覧になっていらっしゃると思います。概要書の下線部分について、どのような理由で変更になったのかということでございます。

これにつきましては、市の3月の補正予算作成時点までは、福岡県から県の補助金の補助率につきまして、これまでの10%ではなく、7%に減らすという説明を受けておりました。しかしながら、2月15日の県の2月補正予算上程段階で、補助率を7%から10%に変更するとの報告があったものでございます。

これを受けて、発行体と協議した結果、プレミアム商品券事業につきましては、市内事業者からの期待も高く、発行額を増額することは、市の活性化にもつながることから、市の補正予算額は変更せず、発行総額のほうを増額することとしたものでございます。

また、さらにお尋ねの、改めて確認の意味で、どこが変わったのかということでございます。

資料がその次の次にあると思います。画面に出たと思いますが、表にちょっと分かりやすくまとめているものでございます。変更前が左側、変更後が右側となっております。変更前は、商品券の発行総額5億5,200万円で、内訳は紙ベースの商品券が3億3,600万円、電子商品券が2億1,600万円であったものを、変更後、右側なんです、発行総額を7億2,000万円としまして、内訳は紙ベースの商品券が4億8,000万円、電子商品券が2億4,000万円に変更するものです。

よって、発行総額で1億6,800万円、販売総額で1億4,000万円の増額となったものです。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） しっかり、市の補正額については変更がないということで、さらなる県のほうの手厚い補助があったということが確認できました。トータル的に1億6,800万円の発行の増額ということで、大変消費関係が喚起されると思いますので、理解した上でよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小島清人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第14号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市自家用有償旅客運送条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案辺地に係る総合整備計画の変更について(佐田辺地)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案辺地に係る総合整備計画の変更について(黒川辺地)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

議案書(2)をお開きください。

次に、第35号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分散会